

町民が安心して住み続けられる住まいづくり地域経済の活性化のため、**商工会に加入している町内業者が施工・販売する**

新築・建売及び中古住宅購入・リフォームへ

奨励金（広尾町商工会商品券）を交付します！

**新築・建売及び中古住宅購入・リフォーム支援**

**新築・建売購入　最大50万円！**

**中古住宅購入　　最大20万円！**

**リフォーム　　　最大10万円！**

**★町内業者の施工・販売が条件です！  
★着手・契約前の事前届出が必要です！**

**【申請期間】**　令和７年度工事・購入完了分　　令和７年４月１日（火）～令和８年３月３１日（火）までに申請

　　　　　　　※事前届出は随時、受付いたします。工事の着手・契約前にご提出ください。

**【窓　　口】**　水産商工観光課商工観光係　午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝日を除く）

　　　　　　　電話：０１５５８―２―０１７７（直通）

**【手 続 き】**　①工事の着手・契約前に、事前届出（見積書等を添付）を商工観光係までご提出ください。

　　　　　　　②届出書の審査を行った後、審査結果を通知します。

③通知を受け取ってから工事の着手・契約を行ってください。

　　　　　　　④工事完了後、交付申請（領収書等を添付）をご提出ください。

　　　　　　　　詳しくは、広尾町公式ホームページをご覧ください。

**★　手続きについて、ご不明な点がある場合は、上記の受付窓口までお問い合わせください。**

**住宅新築・建売及び中古住宅購入・リフォーム支援事業の概要**

広尾町商工会に加入する業者が施工した住宅の新築・リフォームや、広尾町商工会に加入する業者が施工、販売する建売及び中古住宅を購入した場合に奨励金を交付します。

交付の対象及び奨励金額は下記のとおりです。

**交付対象経費について**

奨励金の交付対象となる工事は、施工業者（広尾町商工会に加入する町内の事業者等）が行う新築、リフォームであって、かつ、その全てを他に委託しないものです。

また、交付対象となる経費は、新築、建売購入、リフォームに要する費用から下記に掲げる費用、消費税及び地方消費税を除いた金額で、新築・建売購入の場合は500万円以上、中古住宅購入の場合は200万円以上、リフォームの場合は、50万円以上のものです。

**対象外経費**

１．　設計費

２．　敷地整備費

３．　用地取得費

４．　産業廃棄物処理運搬処理費

５．　外構工事費（通路、舗装、植栽、庭園、堀、フェンス、車庫、物置等）

６．　家電製品、家具等の購入費

７．　合併処理浄化槽設置工事費



一部改正されました

　令和４年度からは広尾町から他の補助を適用し給付を受ける場合に算定される金額が対象外となり、様式の変更がなされていますので、ご注意ください。

**手続きの流れ　  
★　着手・契約前の事前届出が必要です**

**交付申請は工事完了、受け渡し後です**

**様式は町公式ＨＰまたは水産商工観光課窓口にてご入手ください**

建設工事業者

・工事請負、売買契約

・工事着手

・工事完成

申請者

広尾町

・申請事前届出

着手・契約前に届出の  
提出をお願いします

住宅所有権登記

※新築・建売購入の場合

奨励金交付申請

奨励金（商品券）受領

※商工会にて受け取り

・申請内容事前確認

・審査結果通知

・申請内容審査

・奨励金交付決定通知

・奨励金請求書

**申請書類　※申請書等は広尾町役場公式ホームページ掲載しています**

住宅新築・建売及び中古住宅購入の場合

**申請書類　※申請書等は広尾町役場公式ホームページ掲載しています**

住宅リフォームの場合